

令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件

原告 宗岡明弘外533名

被告 神戸市長

## 第8準備書面

令和 5年 1月 20日

神戸地方裁判所 第2民事部 合議係B 御中

被告訴訟代理人

弁護士 石 丸 鐵 太 郎

弁護士 三 浦

弁護士 森 有 美

弁護士 藤 原 孝 洋

弁護士 中 尾 悦 子

弁護士 山 本 真 珠 子

同復代理人

弁護士 普 喜



原告第6準備書面，第7準備書面について，以下，反論する。

## 第1 原告第6準備書面1(1)の求釈明について

須磨多聞線（西須磨）橋梁下部新設工事（その1）請負契約並びに令和3年5月20日及び同年11月1日付け各増額契約については、被告第1準備書面3ページに記載するとおり、令和3年3月2日に63,900,000円が（乙27号証の1）、同年12月27日に129,731,790円が（乙27号証の2）支払われている。

## 第2 原告第7準備書面について

### 1. 原告第7準備書面1「事実経緯について」にかかる反論

被告第2準備書面3ページで主張するとおり、文書番号が記載されていない書面については、神戸市内部で決裁されたものではなく、確認書（甲B22号証）及び誓約書（甲B24号証）は共に決裁文書ではない。また、作成経緯の詳細については、不明である。

原告らが主張する作成経緯についても、感情的で、文書などによる客観的資料による裏付けがないものであり、信用性が低い。

そもそも、当該確認書や当該誓約書は、本訴で問題となっている須磨多聞線にかかるものでもないし、事実経緯により書面の法的性格が左右されるものではない。

したがって、この点について、事実経緯を議論することは迂遠であると考えますが、以下では、原告らの主張のうち、誤解が生じると考える点について、あえて指摘する。もっとも、指摘しない点について、原告らの主張を認める趣旨ではなく、被告のこれまでの主張に反する点については、全て否認する点に、留意していただきたい。

### (1) 原告第7準備書面1(6)(7)（4ページ～）について

平成12年8月21日に、調停団の原告宗岡明弘事務局長と神戸市都市計画局坂東工務課長のやりとりがあったことも、同月28日に、神戸市、天神町3・4

・5丁目自治会、調停団の3者による協議が行われたとする点についても、いずれも議事録などの客観的資料は確認できず、協議がなされたとしてもその内容は不知とする他ない。

原告らの主張では、3者協議で、神戸市が、「中央幹線天神町部分について、地元自治会から2車線恒久整備の提案があれば同意する」という基本合意が確認されたとあるが、神戸市として、中央幹線を恒久2車線とする方針を認めたことはなく（被告第2準備書面8ページ～）、強く否認する。実際、現在も、中央幹線については、都市計画としては4車線で維持されたままであるし、確認書が作成された平成12年以降、この点について、公に異論が挟まれることはなかった。

(2) 原告第7準備書面1(9)（6ページ～）について

原告らは、平成12年12月19日付け（12月29日の誤記と思われる。）の確認書を前提に、平成13年2月18日に同自治会の中央幹線整備に関する基本構想案（甲C9号証）の提案が行われ、同提案に対する同月23日付けの市長回答（甲B23号証）により正式合意が成立したと主張するが、否認する。

市長回答が、その体裁から、同自治会の基本構想案に対する回答であると思われるが（もっともだからといって、何らかの法的な義務を生じさせることまで認めるものではないことは、被告第2準備書面4ページ～で主張するとおり。）、確認書を前提になされたものというには、論理の飛躍がある。

(3) 原告第7準備書面1(13)（8ページ～）について

原告は、神戸市は、要求した主体や経緯などの重要事項について事実を隠蔽し、両自治会の同意を得るために恣意的な説明を行ったと主張するが、強く否認する。

中央幹線西行車両が行幸町交差点でUターンする時に支障となる交差点北側の街渠を車線の線形を通す目的で一部改良することを天神町3・4・5丁目自治会に事前に説明し、一定の理解を得て工事を行ったものの、その後、自治会への

説明内容が不十分であり、変更は認められないと抗議を受けた。その際、神戸市としても、天神町3・4・5丁目自治会への説明が不十分なまま工事を行ったことについて謝罪して、誓約書を提出したことは、被告第2準備書面8ページで述べるとおりである。

西須磨東部自治会の同意を得ていることは、原告らも認めるとおりであるし、要望者が、月見山沿道住民であることが天神町3・4・5丁目自治会の判断にどれほどの影響を与えるのかは、原告らの主張からは伺えないが、言わなければ当然に判断を誤らせるような重要な情報でなく、また、仮に伝えなかったとしても、天神町3・4・5丁目自治会の判断を誤らせることを意図したものでもなく、「隠蔽」との言をもって非難されるような強い誹りを受けるような対応を行ったことは一切ない。

不穏当な主張というほかなく、撤回を求める。

## 2. 原告第7準備書面2「確認書の法的効力」にかかる反論

### (1) 原告第7準備書面2(1)(9ページ)について

原告らは、被告が、確認書を、公文書ではないと主張していることを前提に、確認書が公文書であることは明らかであり、法的効力を持たないという反論は論理飛躍が甚だしいと主張する。

しかしながら、被告は、文書番号がついていないことから、内部決裁を経ずに出した文書であるとは主張しているが、公文書ではないとは主張していない。被告としては、確認書は、工務課長が作成名義であるという意味では、公文書ではあるが、だからといって、法的効力をもつことにはならず、当該確認書は、地元の要望をできる限り尊重することを確認した紳士協定に過ぎないと主張するものである(被告第2準備書面2ページ～)。

(2) 原告第7準備書面2(2)(9ページ～)について

原告らは、神戸市が、これまでの間、確認書が紳士協定に止まる性質のものであるという説明を一切行っていないと主張するが、反論する。

神戸市は、これまで事業の必要性について丁寧に説明を行ってきたが、須磨多聞線の計画、設計及び工事が進捗する中で、当該自治会エリアで工事に着手することとなったため、確認書について具体的に説明するタイミングとなったに過ぎず、意図して説明を行わなかったわけではない。

また、原告らは、市会においても、何ら説明や主張を行っていないとも主張するが、市会の本会議や委員会では、須磨多聞線にかかる質問は何度かなされたことがあるものの、確認書の法的性格にかかる質問がなされたことはなく、市会で、神戸市として確認書の法的性格について回答を行ったことがないとしてもやむを得ない。

したがって、これら原告らの指摘は、確認書が紳士協定に止まることを否定する要素とはならない。

(3) 原告第7準備書面2(3)(10ページ)

原告らは、確認書の意味内容を、須磨多聞線整備との関係で言えば、須磨多聞線整備に際して中央幹線の形状変更が必要であれば同自治会の同意を得て行うというものであったと主張するが否認する。

被告第2準備書面4ページ以下で主張するとおり、須磨多聞線建設について、神戸市は一貫した姿勢であり、過去にこの点を譲歩したことはないものであり、須磨多聞線建設の障害になる約束をすることはない。須磨多聞線は、中央幹線に接続する計画であるから、須磨多聞線の建設には、当然に中央幹線への接続も含まれる。仮に、地元自治会の同意がなければ、須磨多聞線が建設できないとなれば、須磨多聞線の建設に障害となるので、こうした約束をすることは考えられない。

(4) 原告第7準備書面2(4) (10ページ～)

原告らは、第1次公害調停第26回調停期日において、都市計画総局計画部工務課の青木利博課長が「理解と協力が得られなければ整備しない」と述べたと主張するが否認する。

確かに、そうした記載が、議事録(甲D34号証)に記載されている限度では認めるが、証人として尋問を受けている際の発言でもなく、議事が録音され逐語的に作成されているわけではなく、同意がなければ、須磨多聞線を整備しないという文脈で、述べられたものではないと思われる。

議事録の記載でも、青木課長が、「基本的な姿勢は、(須磨多聞線の)4車線整備で変わっていないが」という言葉に続けて、「地元の理解と協力」を述べているのであり、須磨多聞線の整備は当然に念頭にあった。地元の意向に一定の配慮をしたい旨を伝えたかっただけと考えるのが、極めて自然な理解である。

(5) 原告第7準備書面2(5) (11ページ～)

原告らは、確認書の内容を、神戸市が受け入れることになっていたことを前提に主張しているが、第2の1(2)や第2の2(1)で述べるように、神戸市として、確認書を受け入れることを決定したことはなく、確認書は、当時の工務課長の判断で、地元の要望をできる限り尊重することを確認した紳士協定に過ぎない。

また、原告らも認めるとおり、確認書作成時点では、中央幹線の具体的な整備案は未だ存在しておらず、具体化されていなかった。すべからく、法的に義務があるというためには、何をしなければならないか、何をしてはならないかが、少なくとも当事者間では共通の認識を持ちうる程度に具体化されている必要があるが、原告らも認めるとおり、確認書作成時点では、具体的には何も決まっていなかったのであるから、これを法的義務ということはできない。せいぜい、地元の要望をできる限り尊重することを確認した紳士協定との意味をもつものに過

ぎない。

(6) 原告第7準備書面2(7) (13ページ～)

原告らは、被告の主張は直近2年ほど前から言い出したものと主張するが、第2の2(2)で述べるとおり、確認書が紳士協定に止まることを否定する要素とはならない。

3. 原告第7準備書面3「中央幹線が恒久2車線であること」にかかる反論

被告第2準備書面8ページ～でも、本書面第2の1(1)でも述べるとおり、中央幹線は、恒久2車線ではなく、暫定2車線である。

都市計画道路については、決定の内容として車線数の表示をしなければならないが、須磨多聞線が、4車線から2車線に変更決定がなされているのに対して、中央幹線については、現在も4車線とされたままである(乙28号証の1, 乙28号証の2, 中央幹線の当該部分は、幹線街路4車線約4610mの一部となる。 )。

4. 原告第7準備書面4「誓約書について」にかかる反論

ここでも原告らは、回答書と確認書が紐付けされているとか、回答書と確認書は一体のものとなっていると、主張しているが、第2の2(5)で述べるように、神戸市として、確認書を前提として回答書を作成したものではなく、確認書は、当時の工務課長の判断で、地元の要望をできる限り尊重することを確認した紳士協定に過ぎない。したがって、確認書と回答書の一体性を前提に、確認書に法的効力があるとする原告の主張は失当である。

誓約書は、被告第2準備書面8ページ～で主張するとおり、神戸市としては、地元から、話を聞いていないとの要望を受けて、天神町3・4・5丁目自治会への説明が不十分なまま工事を行ったことについて謝罪したという程度のものに

しか過ぎず、確認書に法的効力があるから作成したものではない。

青木課長にかかる議事録の記載についても、第2の2(4)で述べるとおりである。公害調停の場で、誓約書の法的位置づけについて議論されたことはなく、青木課長にかかる議事録の記載を誓約書の法的位置づけに結びつけるのはこじつけである。

#### 5. 原告第7準備書面5「当該都市の特質について」にかかる反論

原告らは、確認書が、本件変更決定においては当然に考慮されるべき事実であり、本件計画における当該都市の特質を構成することは明らかと主張するが、争う。

都市計画法13条1項柱書きとして、都市計画区域について定められている都市計画は、国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画、道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合すること、と並列的に「当該都市の特質」を考慮するように規定している。

神戸市における都市計画区域（神戸都市計画区域）は、緑豊かな六甲の山々、穏やかな瀬戸内海、起伏のある変化に富んだ地形、温暖な気候という世界でも有数の自然条件に恵まれ、開港以来、日本を代表とする国際港湾都市として、六甲山系の南側を中心に市街地が発展してきた。その後、六甲山系の西側や北側において、鉄道沿いに計画的に住宅団地や産業団地を整備してきたことで、現在は市街地が島状に展開した都市構造となっている。

神戸市は、こうした地理的条件やこれまでの都市づくりの歴史、社会経済情勢の変化といった「当該都市の特質」をふまえ、神戸市全体の都市空間の骨組みとなる都市構造として、「ゾーン」をはじめ、「エリア」や「拠点」を適切に配置するとともに、これらを結びつけ多様な都市活動を支える陸・海・空の総合的な交通ネットワークの形成をはかっている。

また、道路ネットワークとして、都市の広域的な拠点機能を高める「広域圏幹



線道路」ネットワークの形成を促進するとともに、既成市街地内及び市街地間を連絡し、市域の一体性を高める「都市内幹線道路」ネットワーク、及びこれら道路を補完する「補完的幹線道路」ネットワークの形成を進めることとしている。

須磨多聞線については、市域の一体性を高める「都市内幹線道路」であり、他の都市計画道路とあわせて主要幹線道路のネットワークを一体的かつ総合的に形成し、全市的な観点から整備が必要な路線として都市計画に定めているものである。

以上のことから、本件変更決定は、こうした地理的条件やこれまでの都市づくりの歴史、社会経済情勢の変化といった「当該都市の特質」を踏まえたものである一方、確認書の存在は都市計画法13条1項に規定される「当該都市の特質」が本来、想定している要素とはいえず、原告の主張に根拠はない。

以 上